

Q 1 「薬剤師実務経験年数5年」について、産休・育休での休職期間はどのように取り扱うのか？

A 1 休職期間は通算期間に含むことはできません。

Q 2 「薬剤師実務経験年数5年」および「研修歴5年」について、2026年4月1日で丸5年となるが、今回申請対象となるのか？

A 2 今回申請対象となります。

Q 1 がん専門薬剤師研修施設に準ずる施設での研修修了証明書の証明者欄はどのように記載すれば良いのか？

A 1 資格名の箇所に **がん専門薬剤師** を追記し、○で囲んでください。

Q 2 がん専門薬剤師研修施設在籍証明書の研修施設長の署名は、施設長の自署による署名が必要なのか？

A 2 自署による署名ではなく、ゴム印の押印でも差支えありません。ただし、施設長の捺印は公印に限ります。

Q 3 症例サマリの内訳は、症例提出時ではなく申請時に登録が必要なのか？ 症例提出時に内訳を変更することは可能か？

A 3 HPにて公表している2026年度申請スケジュールに記載の通り、申請時に登録が必要です。申請時には、症例も含めすべての申請要件を満たしていることが前提となりますので、変更は認められません。試験合格後は、症例に形式的な不備が無いかが再確認していただき、提出期限内に速やかに症例を提出してください。

Q4

がん専門薬剤師研修修了証明書の証明者について、当時指導薬剤師未取得でも現在指導薬剤師を取得していれば、証明者となることが可能か？

A4

指導薬剤師でなければ研修は出来ませんので、現在指導薬剤師を取得されていても、当時指導薬剤師未取得の場合には証明をすることは出来ません。
指導薬剤師未取得期間を含む証明書が提出された場合、研修期間が不足することになります。研修期間不足分については、実際に研修を受けていた別の指導薬剤師による研修修了証明書の追加提出が必要です。

Q5

がん専門薬剤師研修修了証明書の証明者について、当時指導を受けていた指導薬剤師が退職や異動により押印の徴求が困難だが、現在在籍している指導薬剤師が代わりに証明者となることは可能か？

A5

実際に研修を受けていた指導薬剤師以外による証明は出来ません。

Q6

がん専門薬剤師研修修了証明書の日付について、3月末で5年間の研修が修了する場合、修了証明書の日付は4月1日以降でなければならないのか（3月末修了予定として3月中の日付を記載して良いのか）？

A6

研修修了予定での証明は出来ません。4月1日以降の日付で記載してください。

Q1

研修コアカリキュラム4-3.その他のがん患者に対する臨床経験について、「1年間で3項目必須・1項目につき4か月を目安に研修」との記載があるが、この3項目は連続した1年間でなければならないのか？

A1

連続した1年でなくても問題ありません。
合計で1年間分の研修ができていれば大丈夫です。

Q2

研修コアカリキュラムが細分化されているが、どこかの項目が若干不足した場合でもトータル5年以上の研修があれば申請は可能か？

A2

臨床研究の部分については、所属先の状況により必ずしもすべての項目を満たすことができないのは致し方ないため、そういう場合については少なくとも知識としては修得をしていただければ申請は可能です。

Q3

コアカリキュラムの研修期間が重複しても問題ないか？

A3

問題ございません。

Q 1 学会発表・論文要件について、5年以内のものでなければ有効とみなされないのか？

A 1 学会発表・論文要件については、年数の制限はありません。また、非会員時の学会発表・論文も実績として有効です。ただし、クレジットと共通で使用する場合、クレジットは5年以内のもののみ有効ですのでご注意ください。

Q 2 医療薬学会年会のシンポジウムで行った発表は学会発表実績として有効とみなされるか？

A 2 医療薬学会年会のシンポジウムで行った発表は学会発表実績とはみなされません。一般演題で口頭あるいはポスター発表を行った場合のみ学会発表実績とみなされます。また、他学会年会・学術集会のシンポジウムで行った発表も同様の扱いになります。

Q 3 ①学会発表について、共同演者は2番目ではなく3番目、4番目でも認められるか？
②共同第一著者の論文で、著者欄にはセカンドで記載されているが論文内で1st及び2ndにおいて貢献度が同等である旨の記載がある場合は筆頭著者として認められるか？

A 3 ①共同演者の順位は規定されていません。
②論文内で1st及び2ndにおいて貢献度が同等である旨の記載が確認できれば筆頭著者として認められます。

Q 1

がん専門薬剤師集中教育講座の受講証等に、日病薬のシールの貼付が無いと単位が認められないのか？

A 1

日病薬シールの貼付の有無については、確認は行っていません。